

[事案 30-160] 入院・手術給付金支払請求

・平成 31 年 4 月 22 日 和解成立

<事案の概要>

大腸ポリープ等の複数の傷病で入院・手術をしたため、給付金を請求したところ、約款に定める「入院」に該当しないとして支払われなかったことを不服として、入院給付金および手術給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

大腸ポリープ等の複数の傷病で入院・手術をしたため、平成 27 年 12 月に契約した医療保険に基づき、給付金を請求したところ、約款に定める「入院」中以外に受けた手術として手術給付金が支払われた。しかし、本入院は医師の指示に基づくものであり、約款に定める「入院」に該当するので、入院給付金および約款に定める「入院」中に受けた手術としてすでに支払われた手術給付金との差額を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

入院中の治療内容等からすると、常に医師の管理下において治療に専念することが必要であったものとは認められず、約款に定める「入院」とは認められないため、申立人の請求に応じることとはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面に基づく審理の他、入院中の治療状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。